

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月23日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

防煙シャッターの開閉器ブレーキが固着により作動しないため

2 履行（納品）場所

横浜市瀬谷区下瀬谷2-16-7
横浜市立下瀬谷中学校

3 契約日

令和6年3月22日

4 履行日又は履行期間

令和6年3月29日

5 契約金額

461,120円

6 契約の相手方（名称及び所在）

小俣シャッター工業株式会社
横浜市中区住吉町5-65-2-303

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

下瀬谷中学校において、1か所の防煙シャッターの開閉器ブレーキが固着により作動しないことが分かり、災害時の生徒の安全確保のため。

8 契約の相手方の選定理由

令和5年度災害協力事業者名簿に登録のある業者であり、市内で迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

横浜市立下瀬谷中学校